



中泊町告示第136号

町有財産の売払について

下記のとおり、町有財産を一般競争入札により売払するので、次のとおり公告する。

令和7年10月10日

中泊町長 濱 舘 豊 光



記

1. 入札物件に付する事項 普通財産の売却

物件番号	4
所在地 (売払物件名)	中泊町大字今泉字布引115番80, 115番地87, 115番101 (中泊町学校給食センター周辺南側)
面積 (㎡)	土地 363.96㎡
予定価格 (最低売却価格)	1,255,592円

2. 現場説明会及び入札日時

(1) 現場説明会・日時 令和7年11月7日(金) 午前10時
・場所 中泊町役場 2階 委員会室
(説明会で入札参加書類を配布する。説明会に参加しない方は、入札に参加できない。)

(2) 入札執行日・日時 令和7年11月25日(火) 午後1時30分
・場所 中泊町役場 2階 委員会室

3. 入札保証金

免除 (中泊町契約規則第8条第1項第2号の規定による。)

4. 入札参加者の資格

次に挙げる要件を満たす者であること。

- (1) 中泊町に住所を有する個人または法人。国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 中泊町財務規則(平成17年3月中泊町規則第62号。以下「財務規則」という。)第119条第1項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けていない者。

（6）地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。

5. 入札方法等

（1）入札書・封筒は配布する。

（2）入札代理人により入札する場合は、委任状を提出のこと。

（3）入札執行回数は1回とし、入札参加者が1名の場合であっても入札を行う。

6. 落札者の決定

予定価格以上の額で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札者が2名以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

7. 入札の無効

（1）参加資格のない者の入札書

（2）入札者が協定していた入札書

（3）入札条件に違反していた入札書

8. 契約及び代金の納入

（1）契約日 令和7年12月1日（月） 午後3時

（2）代金の納入 入札説明会時にお知らせする。

（3）契約保証金 契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。（代金納入後に返還するが、代金の一部に充当することができる。）

9. 使用上の制限及びその他注意事項

（1）使用上の制限

① 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122条）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77条）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けることはできない。

② その他、中泊町が不適切と判断する用途に使用することはできない。

③ 上記に違反した場合には、契約を解除できるものとする。

（2）その他注意事項

① 対象物件の活用に関し、隣接土地所有者との調整が生じた場合は全て落札者において行うこと。

10. 問い合わせ先

中泊町役場財政課管財係 電話 0173-57-2111（内線2032, 2034）